

# 入間市自治会活動保険加入費補助金について

## 1 自治会活動保険とは…

自治会活動保険とは、区・自治会が自治会活動を運営していくなかでの傷害事故、賠償責任、傷害見舞費用、費用損害等が発生した場合の保険です。

- ◆ けがのみならず、賠償事故も補償されます。
  - ◆ 自治会を契約者とする一括契約で、健康診断書等の提出も原則としていらず、契約手続きが簡単です。
  - ◆ 加入世帯数に応じて団体割引（5%～20%）が適用される場合があります。
- ※ 催し物等の傷害保険とは違いますのでご注意ください。

## 2 加入方法

直接任意の保険会社と相談し、加入してください。

※ 保険会社との相談のなかで、どこまで保険が適用されるのか必ず確認してください。

## 3 補助内容

自治会活動保険契約額の2分の1を補助します。（100円未満の端数は切捨て）  
補助金額が下記の補助限度額を超えた場合（世帯単価 250円 で加入した場合など）、限度額までの補助とさせていただきます。

### 補助限度額

（世帯数×164円+8,650円〔費用損害〕）÷2（100円未満の端数は切捨て）

※ 「費用損害」とは、事業を行うための準備にかかった経費の補償を行う「費用損害補償」に対する補助です。補償額が50万円の場合に満額の8,650円が補助されます。交通費等の手当てはありません。

### × モ ～保険対象事業について～

- 一般に、事業や活動を保険の対象とするために次のことが必要とされています。
  - ① 総会や役員会の資料等の書面で、開催計画が確認できること。
  - ② 自治会長が把握している自治会の活動であること。
- 防犯パトロールや枝切り等の美化活動の記載もれが多いので、活動計画に記載してください。
- 実際にどのようなものが必要かは、保険会社毎に異なりますので、必ずご確認ください。

## 4 補助金請求方法

交付請求書に次のものを添付して、地域振興課自治振興担当に提出してください。

- 領収書の写し
- 加入証書（保険証券）の写し（割引率や費用損害補償の状況等を確認するため）

## 5 保険の適用について

意外なケースが適用対象になる場合もあるようです。

事故等が起こった場合、「無理だ」と思わず、まずは代理店とご相談ください。

## 6 その他

2年目以降で継続して加入する場合も補助の内容は同じです。

上記の書類を地域振興課自治振興担当に早めにご提出ください。